

第3次 能代市障がい者計画

(令和6～11(2024～2029)年度)

第7期 能代市障がい福祉計画

第3期 能代市障がい児福祉計画

(令和6～8(2024～2026)年度)

【概要版】

令和6(2024)年3月

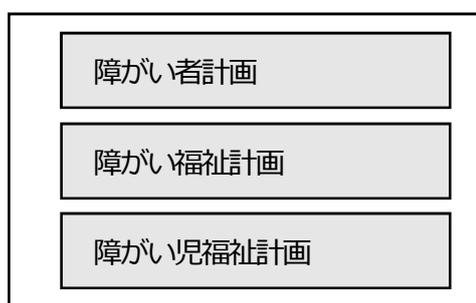
能代市

○計画策定の目的

本市においても障がい者を取り巻く状況は日々変化しており、障がい者や介護者の高齢化、障がいの重度化や重複化などに対応しつつ、国や秋田県の示した障がい者支援の方向性を踏まえ、障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画を策定し、障がい児・者が、能力や適性に応じて自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、自立支援給付及び地域生活支援事業を含め、障がい者とその家族に寄り添った支援を充実させ、地域で安心して生活できる基盤の整備を進めてきました。

令和 5(2023)年度にはこれまでの計画の計画期間が終了することから、その間に示された国や県の方向性や近年の社会情勢の変化などを踏まえ、「障がい者計画」「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」の3計画を一体的に策定します。

3計画を一体的に策定 ⇒

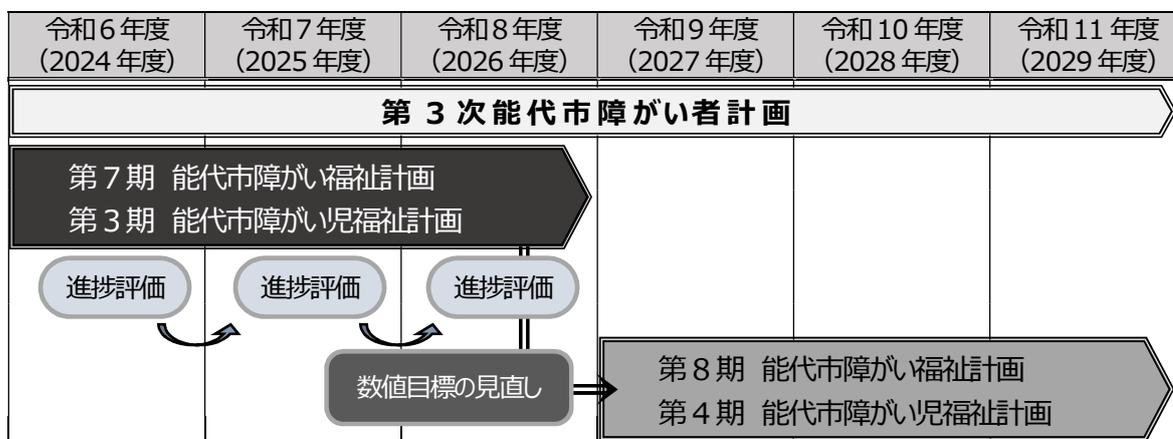


○計画の期間

本計画は令和 6(2024)年度から令和 11(2029)年度までの6年間の計画となっています。

障がい福祉計画・障がい児福祉計画は、中間年度である令和 8(2026)年度中に目標数値等の見直しを行い、令和 9(2027)年度からの後半期の数値目標を設定します。

また、計画の内容と実際の状況にかい離がある場合は、計画期間中においても適宜計画の見直しを行うものとします。(国の第5次障害者基本計画の計画期間は令和 5～9(2023～2027)年度までの5年間)

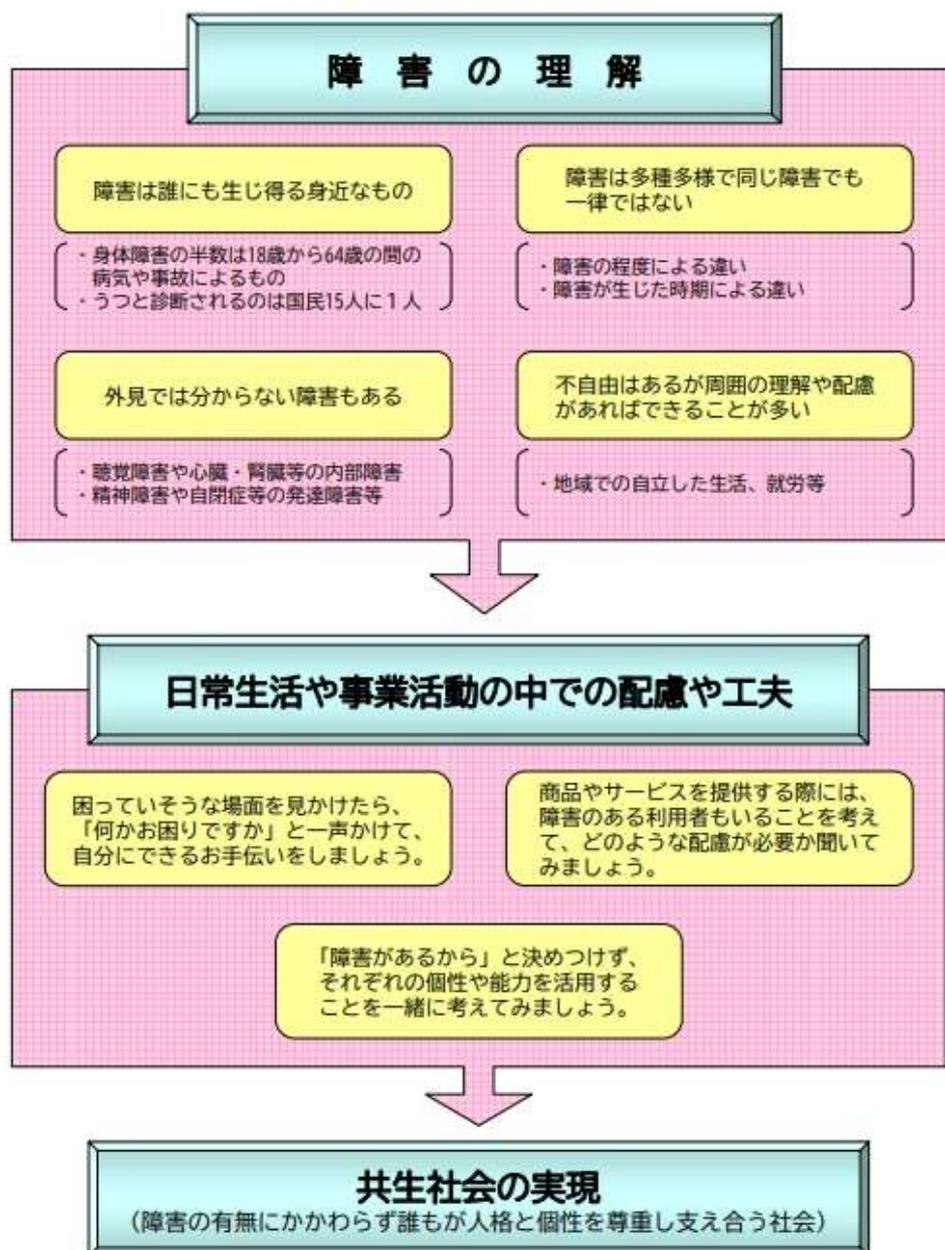


〇計画の対象者

本計画は、障害者基本法の理念に基づき、保健、医療、福祉、教育等の対人サービスについては身体障がい(児)者、知的障がい(児)者・精神障がい者のほか、難病患者、発達障がい者、高次脳機能障がい者等も対象とします。

また、共生社会の実現のためにはすべての市民の理解と協力が必要です。したがって、本計画は全市民を対象としています。

共に生きる社会を作るために ～身につけよう心の身だしなみ～



出典：内閣府ホームページ (<https://www8.cao.go.jp/shougai/kou-kei/kyousei/index-k.html#>)

○計画策定に向けたアンケート調査結果

計画の策定に向けて、障がい者の生活の状況や障害福祉サービスの利用意向、市の障がい者施策に対する要望などについておうかがいし、基礎資料としました。

1) 介助の必要性

各年代で外出するときには介助を必要としています。

2) 医療的ケアの状況

およそ4割の人が医療的ケアを必要としています。

3) 近い将来における暮らし方の希望

8割以上の人が今と同じように暮らしたいと考えています。

4) 今後の暮らし方の希望

暮らし方を変えたい人のうち6割以上が地域での暮らしを望んでいます。

5) 就労状況

64歳以下(4区分の計)の4割以上の方が働いています。

6) 必要な就労支援

障がいの状況に合わせて働き方(仕事内容や勤務時間)が柔軟であることが求められています。

職場の障がい者理解が求められています。

就労についての相談支援体制の充実が求められています。

障がい者向け求人情報の提供の充実が求められています。

7) 災害時に困ること

避難場所の設備(トイレ等)や生活環境に不安を感じています。

安全なところまで、迅速に避難することができないことに不安を感じています。

8) 障がいによる差別経験の有無

3割以上の方が差別を受けたことがあると感じています。

9) 障がい者も暮らしやすい地域にするために大切なこと

経済的な負担の軽減や年金・手当など経済的な支援の拡充が求められています。

障がい者が働ける事業所を増やすことが求められています。

障がい者に対する理解を地域やまわりの方が深めることが求められています。

相談対応の充実やいつでも何でも相談できる窓口の設置が求められています。

10) 障がいのある人も社会参加できる環境の整備状況

社会参加できる環境だと思う人の割合は2割以下となっています。

■計画の基本理念・基本目標

本市の基本理念は、『障がいのあるなしにかかわらず、誰もが能代に住んでよかったと思えるようなまちを目指して、市民一人ひとりの参加により、各種の施策や事業に取り組んできた』これまでの考え方を引き継ぐとともに、国と県の基本理念に沿い、目指すべき“共生社会の実現”を明確にするため、新たに設定しました。

基本目標についてはこれまでの計画を継承し、共生社会を実現するための施策に取り組んでいきます。

基本理念

地域で人とつながり、
互いの個性を尊重し合いながら
共生する社会の実現

基本目標

ともに生きるよろこびのあるまち能代

■共生社会実現に向けてのポイント

前計画の重点事項に掲げていた「障がい者理解の促進」についての進捗度や、今回の計画策定のために行ったアンケート結果によると、まだまだ、障がい者に対する理解が進んでいないと考えられます。

共生社会実現のため、次に掲げる「優しさの3本柱」を念頭に、計画に掲げる各施策に取り組みます。

◎障がい者理解の促進

障がい者の目線で物事を考え、適切な支援（サービス、まちづくり等）を行います。

◎合理的配慮の促進

障がい者が、社会生活において平等に参加できるよう、それぞれの障害特性や困りごとに合わせた配慮を行います。

◎情報発信・共有の推進

障がい者が可能な限り、障がいのない人と同一の内容の情報を同一の時点において取得できるように考えます。

■計画の施策体系

施策分野1 共生社会の実現に向けた取組

(1) 相互理解の促進

- 1) 理解・啓発活動の推進
- 2) 福祉に関する教育の推進

(2) ボランティア活動等の支援

- 1) ボランティア団体の育成支援
- 2) ボランティア団体の活動支援
- 3) 障がい者団体の支援

施策分野2 安全・安心な生活環境づくり

(1) 安全・安心、快適なまちづくり

- 1) 人にやさしいまちづくりの推進
- 2) 移動しやすい環境の整備
- 3) 居住環境の整備促進

(2) 防犯、防災対策の推進

- 1) 防犯対策の推進
- 2) 防災対策の推進

施策分野3 暮らしを支える体制の整備

(1) 相談・情報提供体制の整備

- 1) 相談体制の拡充
- 2) 情報提供体制の充実

(2) 障がい者の権利擁護

- 1) 権利擁護の推進
- 2) 虐待の防止

(3) 健康づくりの推進

- 1) 保健・医療サービスの充実
- 2) 療育体制の整備

施策分野4 障害福祉サービス等の推進

(1) 地域生活の支援体制の充実

- 1) 在宅生活の支援
- 2) 居住支援の充実

(2) 障害福祉サービスの推進

- 1) 訪問系サービス
- 2) 日中活動系サービス
- 3) 居住系サービス
- 4) 相談支援サービス

障がい福祉計画

(3) 地域生活支援事業の推進

- 1) 必須事業
- 2) 任意事業

(4) 障害児支援施策の推進

- 1) 障害児通所支援
- 2) 障害児相談支援

障がい児福祉計画

施策分野5 社会参加と自立の促進

(1) 教育環境の充実

- 1) 就学相談・就学情報の充実
- 2) 障がい児教育の支援
- 3) 充実した教育環境の整備

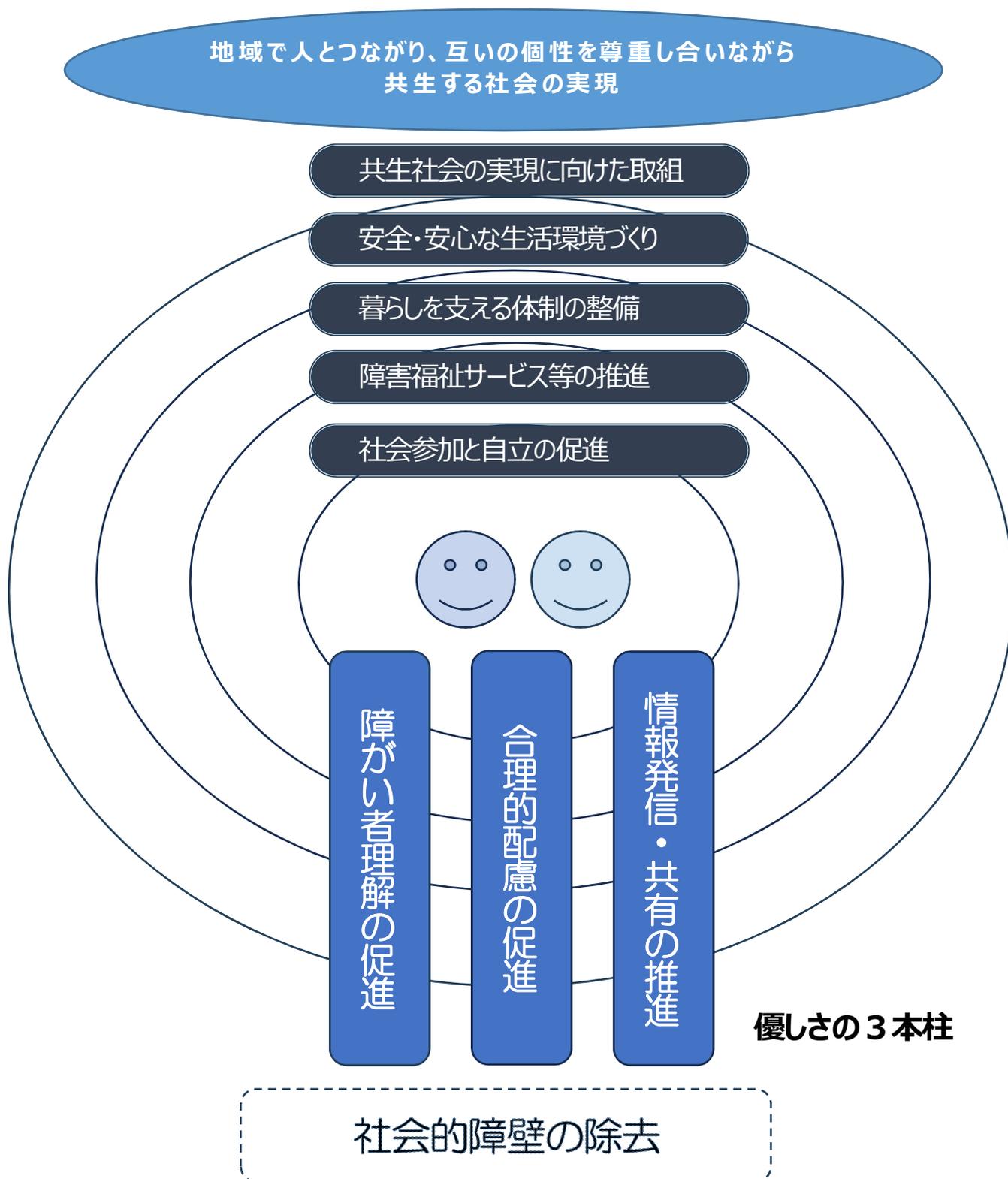
(2) 雇用・就労の促進

- 1) 雇用・就労の環境の充実
- 2) 多様な就労機会の確保

(3) スポーツ・レクリエーション、文化活動の促進

- 1) 活動の場・環境の整備
- 2) 活動の促進

■計画の推進イメージ



ともに生きるよろこびのあるまち能代

■計画における成果目標 [障がい者計画]

○計画における施策分野ごとの成果目標 【目標年度：令和11年】

前障がい者計画の目標の達成状況等をもとに、施策分野ごとに令和11(2029)年度までの目標を設定

施策分野		指標	現状 令和4 (2022)	目標 令和11 (2029)
1	共生社会の実現に向けた取組【継続】	障がいのある人も社会参加できる環境が整っていると思う市民の割合	13.5%	25.0%
2	安全・安心な生活環境づくり【継続】	福祉避難所数(障がい者対応)	4箇所	8箇所
3	暮らしを支える体制の整備【新規】	手話奉仕員養成講座(基礎課程)の修了者(令和6(2024)年度からの累計)	-	30人
4	障害福祉サービス等の推進【継続】	地域定着支援年間実利用者数	2人	6人
		地域活動支援センター1日平均利用者数	3.7人	8.0人
		地域移行支援利用者累計	1人	9人
		市内のグループホームの総定員	82人	100人
5	社会参加と自立の促進【継続】	民間事業所における障がい者雇用率	2.62%	3.06%

障がい福祉計画・障がい児福祉計画のサービスの体系

障がい福祉計画は障害者総合支援法に規定されている障がい者支援のための諸事業について、着実な事業実施を図るために、事業ごとのサービス提供量やその提供体制の確保策などについて取りまとめたサービスの需給計画です。

障がい福祉計画における事業の体系は以下の通りとなっており、障害者総合支援法のサービスは、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」で構成され、障がい児は、障害者総合支援法と児童福祉法のサービスが対象となります。



□サービス等の見込量と提供体制の確保の方策

①【障害福祉サービス】

〔見込量〕

(1)訪問系サービス

サービス名	項目	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
①居宅介護	利用人数	80	84	91	92	93	94
	利用時間	1,143	1,252	1,223	1,236	1,249	1,262
②重度訪問介護	利用人数	4	4	3	3	3	3
	利用時間	747	876	876	876	876	876
③同行援護	利用人数	1	2	3	3	3	3
	利用時間	1	5	8	8	8	8
④行動援護	利用人数	0	0	1	1	1	1
	利用時間	0	0	3	3	3	3

(2)日中活動系サービス

サービス名	項目	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
①生活介護	利用人数	271	295	273	273	273	273
	利用日数	5,399	5,268	5,135	5,135	5,135	5,135
②自立訓練 (生活訓練)	利用人数	3	2	2	2	2	2
	利用日数	91	62	28	28	28	28
③就労移行支援	利用人数	1	2	1	1	1	1
	利用日数	18	25	22	22	22	22
④就労継続支援 (A型)	利用人数	42	47	47	48	49	50
	利用日数	840	968	952	973	994	1,015
⑤就労継続支援 (B型)	利用人数	116	128	136	138	140	142
	利用日数	2,037	2,170	2,418	2,454	2,490	2,526

⑥療養介護	利用人数	13	13	13	13	13	13
	利用日数	395	395	395	395	395	395
⑦短期入所 (ショートステイ)	利用人数	35	37	42	44	46	48
	利用日数	604	569	613	628	643	658

(3) 居住系サービス

サービス名	項目	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
①施設入所支援	利用人数	134	138	130	127	124	122
②共同生活援助 (グループホーム)	利用人数	71	87	91	94	97	100

(4) 相談支援サービス

サービス名	項目	第6期実績			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
①計画相談支援	利用人数	120	126	138	140	142	144
②地域移行支援	利用人数	0	0	1	1	1	1
③地域定着支援	利用人数	0	2	3	3	3	3

〔提供体制の確保の方策〕

- ・複数の事業所で、職員不足によりサービスの提供ができなかったケースが見られ、人材確保の取組が必要と考えられます。事業所のニーズの把握に努め、ハローワーク等の関係機関と連携し、必要な支援を行います。
- ・サービスを提供する事業所が無かったり少なかったりする場合には、近隣でサービスを実施している事業所につなぎます。

②【障害児通所支援等】

〔見込量〕

(1)障害児通所支援

サービス名	項目	第1期実績			第2期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
①児童発達支援	利用人数	16	22	28	30	32	34
	利用日数	78	73	112	120	128	136
②放課後等デイサービス	利用人数	40	51	56	57	58	59
	利用日数	645	763	672	687	702	717
③保育所等訪問支援	利用人数	1	0	1	1	1	1
	利用日数	1	0	3	3	3	3

(2)障害児相談支援

サービス名	項目	第1期実績			第2期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
障害児相談支援	利用人数	12	18	24	26	28	30

〔提供体制の確保の方策〕

- ・サービス利用が増加傾向のため、人材確保の取組が必要と考えられます。事業所のニーズの把握に努め、ハローワーク等の関係機関と連携し、必要な支援を行います。
- ・障がいの程度等により対応できないケースや、サービスを提供する事業所が無かったり少なかったりする場合には、近隣でサービスを実施している事業所につなぎます。

③【地域生活支援事業】

〔見込量〕

サービス名	第6期実績			第7期見込量			単位
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	
(1)理解促進研修・啓発事業	0	0	1	1	1	2	件
(2)自発的活動支援事業	0	0	1	1	1	1	件
(3)相談支援事業							
①障害者相談支援事業	1	1	1	1	1	1	箇所
②基幹相談支援センター等機能強化事業	1	1	1	1	1	1	箇所
(4)成年後見制度利用支援事業	0	0	1	1	1	1	人
(5)成年後見制度法人後見支援事業	検討	検討	検討	検討	検討	検討	件
(6)意思疎通支援事業							
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	18	16	16	16	16	16	人
②手話通訳者設置事業	1	1	1	1	1	1	人
(7)日常生活用具給付等事業							
①介護・訓練支援用具	0	1	3	3	3	3	件
②自立生活支援用具	3	5	5	5	5	5	件
③在宅療養等支援用具	13	9	8	10	10	10	件
④情報・意思疎通支援用具	8	3	6	6	6	6	件
⑤排泄管理支援用具	1,842	1,736	1,962	1,847	1,847	1,847	件
⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	4	0	1	2	2	2	件
(8)手話奉仕員養成研修事業	7(基)	6(入)	5(基)	10(入)	10(基)	10(入)	人
(9)移動支援事業	利用人数	0	0	1	1	1	人
	利用時間	0	0	3	3	3	時間
(10)地域活動支援センター	1	1	1	1	1	1	箇所
地域活動支援センター基礎的事業	65	56	61	70	75	80	人
地域活動支援センター機能強化事業	10	16	17	18	19	20	人
(11)その他の事業（任意事業）							
①日常生活支援							
(ア)福祉ホームの運営	1	0	1	1	1	1	人
(イ)訪問入浴サービス	1	0	1	1	1	1	人
(ウ)日中一時支援	29	26	28	28	28	28	人

②社会参加支援							
(ア) レクリエーション活動等支援	中止	中止	100	100	100	100	人
(イ) 芸術文化活動振興	中止	115	120	125	130	135	人
(ウ) 点字・声の広報等発行	8	8	8	8	8	8	人
(エ) 自動車運転免許取得費の助成	0	0	1	1	1	1	人
(オ) 自動車改造費の助成	1	3	1	1	1	1	人

〔実施に関する考え方〕

- ・障がい者理解の促進や、制度利用の促進のため、周知を図ります。
- ・障がい者団体が実施するレクリエーションや文化活動については準備・運営のサポートを行います。
- ・需要が少ないと見込まれる制度もありますが、必要とする人がいる場合には対応します。

■計画における成果目標 [障がい福祉計画・障がい児福祉計画]

○国の基本指針を踏まえた成果目標【目標年度：令和8年】

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

■目標の設定

項目	基準	考え方
令和4(2022)年度末の施設入所者数	128人	
【目標値】 地域生活への移行者数	8人	施設入所からグループホーム等への移行者数 (目標 令和4(2022)年度末時点の6%) $128人 \times 6\% \div 8人$
【目標値】 施設入所者数の削減見込数	6人	施設入所者数の削減見込数 (目標 令和4(2022)年度末時点の5%) $128人 \times 5\% \div 6人$ 令和8(2026)年度末の施設入所見込数 $128人 - 6人 = 122人$

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

■目標の設定

項目	基準	考え方
協議の場の設置の方向づけ	実施	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 するための協議の場の設置の方向づけ

③地域生活支援の充実

■目標の設定

項目	基準	考え方
運用状況の検証および検討	年1回	地域生活支援拠点等の機能の充実に向けて、年1回以上、運用状況の検証および検討を行う

④福祉施設から一般就労への移行等

■目標の設定

項目	基準	考え方
令和3(2021)年度の一般就労による 移行者の数	6人	就労移行支援事業 0人 就労継続支援A型事業 0人 就労継続支援B型事業 6人
【目標値】 一般就労へ移行する者の数	8人	令和8(2026)年中に一般就労する者 (目標：令和3(2021)年度の1.28倍) $6人 \times 1.28 \div 8人$

項目	基準	考え方
就労移行支援事業 (一般就労への移行者の数)	1人	令和8(2026)年度中に一般就労に移行する者 (目標：令和3(2021)年度の1.31倍以上)
就労継続支援A型事業 (一般就労への移行者の数)	1人	令和8(2026)年度中に一般就労に移行する者 (目標：令和3(2021)年度の1.29倍以上)
就労継続支援B型事業 (一般就労への移行者の数)	8人	令和8(2026)年度中に一般就労に移行する者 (目標：令和3(2021)年度の1.28倍以上)

⑤障害児支援の提供体制の整備等

■目標の設定

項目	基準	考え方
児童発達支援センター等の設置の方向づけ	実施	児童発達支援センターの設置又は同等の機能を有する体制の整備について方向づけ
重症心身障がい児の支援体制の構築に向けた協議	実施	重症心身障がい児の状況やニーズの把握及び現在の支援体制の確認
医療的ケア児の対応についての協議	実施	関係機関が連携した対応協議

⑥相談支援体制の充実・強化等

■目標の設定

項目	基準	考え方
地域協議会における部会の設置	1部会	協議会における地域サービス基盤の開発・改善等に必要な部会の設置

⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

■目標の設定

項目	基準	考え方
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組の実施体制を構築	実施	障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのかを検証